

【別紙】 吉野川における主な規制

採捕禁止区域 対象：全ての水産動植物		漁業調整規則（第36条） 1 各河川の水力発電用堰堤上流端から上流100メートル、下流端から下流150メートルの間の区域 2 板野郡上板町佐藤塚字西に設置された第十樋門門扉から上流50メートル、下流150メートルの間の区域 3 名西郡石井町藍畑字第十に設置された第十堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域 4 阿波市柿原に設置された灌漑用水取入堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域 5 美馬郡つるぎ町貞光字岡に設置された灌漑用水取入堰堤上流端から上流50メートル、下流端から下流150メートルの間の区域														
採捕禁止期間		内水面漁場管理委員会指示 1 支流貞光川のうち、美馬郡つるぎ町貞光通称中谷の区域 2 三好市池田町字ウエノに設置された池田ダム堰堤下流端の下流150メートルから下流100メートルまでの間の区域 3 板野郡上板町佐藤塚字西に設置された第十樋門門扉の下流150メートルから下流80メートルまでの間の区域 4 板野郡上板町佐藤塚字中地先の旧吉野川・高志川合流点から高志川の上流へ20メートルの間の区域	S 43.1.12 第1号 S 50.5.27 第4号 S 50.5.27 第4号 S 50.5.27 第4号													
採捕禁止期間	あゆ あまご うなぎ	・1月1日から5月31日まで（規則第37条） ・10月20日から11月10日まで（ 〃 ） ・三好市池田町松尾字大申に設置されている新三縄発電所大申ダムから上流の祖谷川及びその支流（ただし、支流松尾川を除く。）において、6月1日から6月30日までの間禁止する。（S 58.4.26指示第3号） ・10月1日から12月31日まで（規則第37条） ・1月1日から2月末日（S 59.11.30指示第4号） ・11月1日から翌3月31日まで（R 7.10.17指示第3号） ・10月1日から10月31日まで（採捕自粛要請）														
全長等の制限	あまご うなぎ	全長10センチメートル以下（規則第37条） 全長20センチメートル以下（規則第34条）														
外来魚の移植禁止 ※ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定による	全河川・湖沼 ブラックバス ブルーギル	ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他ブラックバス属の魚をいう）及びブルーギルを移植してはならない。（これらの魚の卵を含む。）														
禁止漁具・漁法	全河川・湖沼	<table border="0"> <tr> <td>1 水中に電流を通じてする漁法</td> <td>3 建干漁法</td> <td>6 空釣こぎ漁法</td> </tr> <tr> <td>2 火光その他の照明を利用する漁法</td> <td>4 排水して行う漁法</td> <td>7 三重建以上の刺網</td> </tr> <tr> <td>（食用蛙の採捕を目的とするもの及び鵜飼漁法を除く。）</td> <td>5 工作物（採捕の手段とするものを除く。）上にす又は網の類を張ってする漁法</td> <td>8 船びき網</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9 押網漁法</td> </tr> </table>			1 水中に電流を通じてする漁法	3 建干漁法	6 空釣こぎ漁法	2 火光その他の照明を利用する漁法	4 排水して行う漁法	7 三重建以上の刺網	（食用蛙の採捕を目的とするもの及び鵜飼漁法を除く。）	5 工作物（採捕の手段とするものを除く。）上にす又は網の類を張ってする漁法	8 船びき網			9 押網漁法
1 水中に電流を通じてする漁法	3 建干漁法	6 空釣こぎ漁法														
2 火光その他の照明を利用する漁法	4 排水して行う漁法	7 三重建以上の刺網														
（食用蛙の採捕を目的とするもの及び鵜飼漁法を除く。）	5 工作物（採捕の手段とするものを除く。）上にす又は網の類を張ってする漁法	8 船びき網														
		9 押網漁法														
許可が必要な漁具・漁法	全河川・湖沼	<table border="0"> <tr> <td>1 小型定置漁法（定置瀬張網を含む。）</td> <td>4 まき網</td> <td>8 柴漬漁法</td> </tr> <tr> <td>2 やな漁法（す建漁法を含み、かに及びじんぞくを目的とするものを除く。）</td> <td>5 敷網（四手網を除く。）</td> <td>9 竹筒漁法</td> </tr> <tr> <td>3 あゆ瀬張網</td> <td>6 刺網（なげ網を含む。）</td> <td>10 う飼漁法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 地びき網</td> <td>11 食用蛙を目的とする漁具漁法</td> </tr> </table>			1 小型定置漁法（定置瀬張網を含む。）	4 まき網	8 柴漬漁法	2 やな漁法（す建漁法を含み、かに及びじんぞくを目的とするものを除く。）	5 敷網（四手網を除く。）	9 竹筒漁法	3 あゆ瀬張網	6 刺網（なげ網を含む。）	10 う飼漁法		7 地びき網	11 食用蛙を目的とする漁具漁法
1 小型定置漁法（定置瀬張網を含む。）	4 まき網	8 柴漬漁法														
2 やな漁法（す建漁法を含み、かに及びじんぞくを目的とするものを除く。）	5 敷網（四手網を除く。）	9 竹筒漁法														
3 あゆ瀬張網	6 刺網（なげ網を含む。）	10 う飼漁法														
	7 地びき網	11 食用蛙を目的とする漁具漁法														
漁具漁法の制限		内水面漁場管理委員会指示 1 名西郡石井町藍畑字第十に設置された第十堰堤上流端から上流の吉野川及びその支流において、6月1日から10月19日までの間は、水眼鏡（箱眼鏡を除く。）を使用する漁法を禁止する。 2 支流松尾川において、6月1日から6月30日までの間は、シャクリ（通称ヒッカケ）漁法を禁止する。														
		H 11.1.12 第1号 S 58.4.26 第4号														